

平成 28 年度 第 1 回石巻市地域情報化推進本部会議

提 出 日：平成 28 年 10 月 17 日

担当部・課：復興政策部 ICT 総合推進室〔内線 4 2 5 2〕、総務部秘書広報課〔内線 4 0 1 1〕

<p>① 件 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻市ソーシャルネットワーキングサービス《Facebook》運用方針（案）について</li> <li>・石巻市ソーシャルネットワーキングサービス活用ガイドライン（案）（職員用）について</li> </ul>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における情報発信の手法については、ホームページ及び市報いしのまきが中心であるが、近年、インターネット利用者の間で顕著に利用されている Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）、YouTube（ユーチューブ）等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信については、その有益性の認識はあるものの運用方針が定まっていないこともあり、日常生活に密着した一部情報（災害・防災・減災情報）で採用している以外、市全体として有効的な活用には至っていない。</li> <li>・一方、スマートフォンやタブレット PC などの利用拡大に伴い、市民、県民、国民の情報入手方法は多様化し、情報の種類に応じ SNS を活用した積極的な情報発信を取り入れる地方公共団体が増え、情報発信能力の格差が拡大しはじめており、能動的な情報発信手法の転換期にきている。</li> </ul> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS の有効活用による市政情報の発信強化を目指し、これまでの情報発信に加え、ターゲットを絞った能動的な情報発信や情報分析ツールを活用した効率的な情報発信に努め、市民のみならず幅広く、かつ自発的な情報発信に積極的に取り組む。（SNS の数多く存在するツールのうち、実名での登録を基本とする「Facebook」に限定した運用とする。）</li> </ul>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興基本計画 施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり       <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな防災体制の構築 （2）情報伝達手段の整備</li> </ol> </li> <li>・第 2 次石巻市地域情報化基本計画       <ol style="list-style-type: none"> <li>第 4 章 情報化施策 1 施策内容           <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）市民と行政の協働による「まちづくり」を支援する ICT の活用               <ol style="list-style-type: none"> <li>施策 1. 2 市民と行政の情報の共有化や公正で透明性の高い行政運営を行う仕組み</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>

<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月：ふるさと納税業務において SNS 活用の相談を受け、運用方針の策定に着手</li> <li>・ 7月：庁内一部関係課（秘書広報課、危機対策課、観光課、地域振興課、ICT 総合推進室、情報システム課）における勉強会の開催（基本知識の習得と共有）</li> <li>・ 8月：他市における SNS の利活用状況の確認（Web ベース）</li> </ul>							
<b>⑤ 主な内容</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運用方針（案）について            双方向のコミュニケーションツールであることから、サイト利用者（閲覧者）に対する基本的な運用を定めたもの。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発信内容、運用者、利用方法に関する詳細事項</li> <li>2 投稿に対する禁止事項及び禁止事項が投稿された場合の対応について</li> <li>3 知的財産権の取扱い及び免責事項</li> </ol> </li> <li>● 活用ガイドライン（案）について            サイト運営に係る基本的な考え方と運営手法について定めたもの。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 オフィシャルサイトの考え方（オフィシャルサイトは担当課ごとに作成）</li> <li>2 サイト運営に関する定義及びサイトの開設、運営の継続、撤退に関する事項</li> <li>3 活用方針の作成について</li> <li>4 リスク回避とトラブル発生時の対応</li> <li>5 その他順守事項</li> </ol> </li> </ul>							
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>							
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 影響・効果：サイト訪問者のみに留まらない SNS 利用者を通じた幅広い情報発信が期待できる。</li> <li>2 財源措置等：・特になし（現時点）</li> </ol>							
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>他市の事例</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市及び塩竈市</td> <td>広報課が開設する Facebook ページのほか、各担当課が発信内容に応じた SNS ツール（Twitter、ブログ等）を選択して運用</td> </tr> <tr> <td>気仙沼市、白石市、多賀城市、登米市、栗原市</td> <td>市のさまざまな情報発信ツールとして、公式 Facebook ページを開設</td> </tr> </tbody> </table>		他市の事例	内容等	仙台市及び塩竈市	広報課が開設する Facebook ページのほか、各担当課が発信内容に応じた SNS ツール（Twitter、ブログ等）を選択して運用	気仙沼市、白石市、多賀城市、登米市、栗原市	市のさまざまな情報発信ツールとして、公式 Facebook ページを開設
他市の事例	内容等						
仙台市及び塩竈市	広報課が開設する Facebook ページのほか、各担当課が発信内容に応じた SNS ツール（Twitter、ブログ等）を選択して運用						
気仙沼市、白石市、多賀城市、登米市、栗原市	市のさまざまな情報発信ツールとして、公式 Facebook ページを開設						
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後の予定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内勉強会（SNS 活用講座）の開催（課長級）・・・10月下旬</li> <li>・ 活用方針の作成・・・上記勉強会開催以降に順次着手</li> <li>・ 各課公式サイトの開設・・・準備出来次第、秘書広報課（秘書担当）、地域振興課において開設を予定。</li> </ul> </li> <li>● 施行予定年月日・・・平成28年10月 日</li> </ul>							
<b>⑨ その他</b>							